

指名停止等一覧表

業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
京都土木株式会社	京都府京都市伏見区羽束師志水町18-1	令和6年5月16日～令和6年9月15日(4ヵ月)	別表第2第13号(建設業法違反行為)	京都土木株式会社は、完成工事高を過大に計上して得た経営事項審査結果(令和4年3月31日審査基準日)を複数の公共工事の発注者(京都府、京都市及び国土交通省近畿地方整備局)に提出して入札参加資格を得ていたことが分かったことから、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第1項第2号に該当するとして、同条第3項の規定により、京都府知事から監督処分(営業停止45日間)を受けた。また、専任を要する工事の監理技術者等に営業所専任技術者や他工事で専任を要する監理技術者を配置していたこれらのことが、それぞれ建設業法第26条第3項に違反するとして、同法第28条第1項の規定により、京都府知事から指示処分を受けた。このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。
株式会社 弘洋第一コンサルタンツ	東京都杉並区和泉1-22-19	令和6年6月27日～令和6年9月26日(3ヵ月)	別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)	株式会社 弘洋第一コンサルタンツは、令和6年6月20日に実施した近畿中国森林管理局発注の「PCB含有塗膜調査業務(林道橋)」の一般競争入札において開札の結果、1番札での入札であったが、調査基準価格を下回ったため、品質証明書等の提出を求めたところ、「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」に定める、配置予定管理技術者と同等の技術者を1名増員ができないことを理由に入札を辞退した。このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。

注：該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記載する。